

福知山市ダンプステーション設置ガイドライン

本ガイドラインは、キャンピングカー等から排出される汚水（生活雑排水及びし尿）の処理を目的として設置される、いわゆる「ダンプステーション」の設置・整備及び管理に関する基本的な留意事項を示すものである。

このダンプステーションの設置にあたっては、下水道法に規定する排水設備であることから、関係法令等及び以下の事項を遵守すること。

なお、このガイドラインは、ガイドライン作成以前に設置された施設においても適用するものとする。

1 設備に関する事項

(1) 臭気対策

密閉性を確保するとともに、通気設備等を設け周辺に悪臭が拡散しない構造とすること

(2) 異物侵入防止

土砂、雨水等が流入しない構造とし、屋根等を設けること

(3) 逆流防止

逆流を防止するための装置を設置すること

(4) 洗浄設備

利用後等に施設や周辺を容易に洗浄できるよう水栓やホース等を備えること

(5) 清掃・点検の容易性の確保

清掃や点検が容易にできる材質、形状及びスペースの確保をすること

2 利用及び管理に関する事項

(1) 利用マナーの周知・徹底

利用者が適正に使用できるよう、配布物や掲示板の設置等により使用方法やルール等を明示し、遵守させること

(2) 衛生・安全管理

施設の管理者は、定期的な清掃及び点検を実施し、常に衛生的な状態を維持すること

3 近隣住民対応に関する事項

(1) 近隣住民に対して、施設の目的や環境の保全、維持管理について十分に説明を行い、理解を得るよう努めること

(2) 近隣住民からの施設に対する苦情等に対しては、管理者が誠意をもって対応し解決を図ること